

分会情報

J R 東海労大阪仕業検査車両所分会

No.51

2012.6.13

発行責任者

柿本 克彦

編集責任者

教 宣 部

大阪府労働委員会へ

申し立て！！

組合掲示物不当撤去！

団体交渉拒否！

会社の悪辣な暴挙に対して、6月12日、仕業分会は、本部・関西地本と共に不当労働行為救済の申し立てを行った！



救済項目

救済項目

- (1) 被申立人会社は、申立人ジェイアール東海労働組合新幹線関西地方本部に所属する分会機関の組合掲示物の撤去など、組合活動に対する支配介入をしてはならない。
- (2) 被申立人会社は、組合掲示物の撤去に伴う労働協約にもとづく苦情申告に対する苦情処理会議を開催し問題を解決すること。
- (3) 被申立人会社は、申立人ジェイアール東海労働組合新幹線関西地方本部が、2012年2月6日付けで申し入れた組合掲示物の撤去に伴う「協約違反」の基準に関する団体交渉を開催し問題を解決すること。
- (4) 被申立人会社は、下記の内容の謝罪文を本命令交付日から7日以内に、縦90センチ以上・横180センチ以上の白木板に鮮明に横書きで墨書きしたうえ、東海旅客鉄道株式会社本社、新幹線鉄道事業本部関西支社及びジェイアール東海労働組合新幹線関西地方本部に所属する分会機関の現業職場の玄関に、社員の見やすい場所に1ヶ月間掲示するとともに、同文の謝罪文を申立人に対して手交し、速やかに社内誌「おれんじ」「JR東海」に掲載すること。